

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会 福祉士会 *NEWS*



No.218
DECEMBER.2025

ホームページのURL
<https://www.jacsw.or.jp/>

特集 民法等および社会福祉法の改正に向けた国の検討状況と 本会の取組み	1
権利擁護センターばあとなあ受任状況(2025年2月報告書)	6
認定社会福祉士取得の新ルート「強化ルート」がスタートします	8
2025年度 第2回全国生涯研修委員会を開催しました	10
2025年度 都道府県社会福祉士会会長会議を開催しました	11
東海北陸ブロックの県士会で災害支援の連携協定を締結	12
全国大会(青森)プログラムが決まりました	12
世界メンタルヘルスデー JAPAN2025に山下会長が 招待されました	13
こども家庭から的情報 地域ぐるみでこども・家庭を支える ~こども家庭ソーシャルワーカーのご紹介~	14
BOOK / 情報コーナー	15
四谷事務局だより	16

特集 民法等および社会福祉法の 改正に向けた国の検討状況と本会の取組み

現在、成年後見制度の見直しのため、民法や社会福祉法の改正に向けた国の検討が進んでいます。(図1参照) 法制審議会民法(成年後見等)部会や社会保障審議会福祉部会等では、本会から派遣された委員が社会福祉士として積極的な発言を行う一方、本会では、会員への情報提供や意見発信などに取り組んでいます。本号では、民法や社会福祉法の改正に向けた検討の論点と、本会の取組みについて報告します。

法務省では、法制審議会民法(成年後見等関係)部会にて、民法等の改正に向けた検討が行われており、2025年6月には「民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案」(以下「中間試案」)が提示され、パブリックコメントが募集されました。

本会では、中間試案に関する都道府県社会福祉士会会員向けの説明会の実施や、中間試案に対するパブリックコメントの発出などに取り組んでいます。

一方、厚生労働省では、社会保障審議会福祉部会にて、地域共生社会の更なる展開、身寄りのない高齢者等への支援、成年後見制度の見直しへの対応、社会福祉における災害への対応等の論点を中心に、社会福祉法の改正に向けた検討が行われています。

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

成年後見制度の見直しに向けた検討 (中間試案) 令和7年6月
法務省民事局

【成年後見制度を取り巻く状況】
高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくなる必要がある。令和5年10月1日現在、我が国のは55歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は29.1%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】
 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
 成年後見人は包括的な取消権・代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】
 令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定
 令和4年 10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向を踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画 (R4.3.25閣議決定抄)
 国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

図1 民法(成年後見関係)等の改正に関する中間試案に関する参考資料

法制審議会民法(成年後見等関係)部会における検討の主な論点

法務省法制審議会民法(成年後見等関係)部会では、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しに向けて、2024年4月より集中的な審議が重ねられてきました。法制審議会は、法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議することを所掌事務とすることから、法律の専門家を中心に委員構成されるのが法制審議会の特徴ですが、成年後見制度の改正にあたっては、これまで実務に関わってきた社会福祉士、制度を利用する立場に近い当事者団体、財産管理の取引の相手方である金融機関、広く一般国民の意見を反映させるためのさまざまな団体の方が部会臨時委員、幹事として参加しています。

今回の制度見直しにあたって、法務省では、まず、判断能力が回復しない限り利用をやめることができないことや、成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限されるという現状の課題を整理しています。これについては「法定後見の開始の要件、効果等、法定後見の終了等」を論点として検討が行われました。また、成年後見人等

の交代が実現せず本人が必要な保護を受けることができないという課題については「成年後見人等の解任(交代)等」、さらに、適切な時期に任意後見監督人の選任申立ができない課題については「任意後見人の事務の監督開始の申立権者等」を論点として、それぞれ対応する案が検討されました。(図2参照)

その結果、2025年6月10日の第21回会議にて「中間試案」がとりまとめられ、公開されるとともにパブリックコメントの意見募集が行われました。

■中間試案のポイント説明会の実施

本会では、中間試案について、多くの社会福祉士の皆さんに关心をもっていただき、都道府県社会福祉士会およびその所属会員にもパブリックコメントで意見を発出していただくことを主たる目的として、中間試案のポイント説明会を7月23日に、オンライン(Zoomウェビナー)にて開催しました。

ポイント説明会では、法制審議会に本会から派遣された委員である星野美子参事が、これまでの協議内容や社会福祉士として述べてきた意見を踏まえ、中間試案の項目に沿った15のポイント(図3参照)を説明しました。続いて、西原留美子本会アドバイザーが補足解説を行う形で進められました。

アンケートでは、関心を持ったこととして「本人の意見の尊重、意思決定支援」「後見類型の変更」「開

● 令和6年2月に法制審議会に諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。

- 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。
- 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

法定後見の開始の要件、効果等、法定後見の終了等

必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などを検討

成年後見人等の解任(交代)等

新たな解任事由を設ける案などを検討

任意後見人の事務の監督開始の申立権者等

新たな申立権者を設ける案などを検討

法制審議会民法(成年後見等関係)部会(部会長:山野昌夫早稲田大学法学学術院教授)

- 令和6年4月~部会において調査審議
- 令和7年5月までに20回開催、うち3回の会議で参考人からヒアリング
- 令和7年6月10日の中間試案を取りまとめ。同月25日よりパブリック・コメントの手続を実施(同年8月25日まで)
- (第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は令和4年度~令和8年度)

ヒアリング	認知症・知的障害・精神障害・発達障害の当事者団体等、障害者支援団体、市区町村、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム運営者、国連障害者権利委員会元副委員長
--------------	---

図2 民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案に関する参考資料

法制審議会の中間試案の全体像とポイント

No	分類	検討項目	試案内容
ポイント1		前注	使用されている文言について
ポイント2	1	法定後見の開始の要件	三類型を維持するか否か
ポイント3	1	法定後見の開始の要件	本人の同意について
ポイント4	1	法定後見の開始の要件	取消権者の範囲について
ポイント5	2	法定後見の終了	開始審判の取消ができる要件について
ポイント6	2	法定後見の終了	定期的な見直しについて
ポイント7	3	保護者に関する検討事項	解任事由の見直しの要否について
ポイント8	3	保護者に関する検討事項	意思の尊重と身上配慮義務について
ポイント9	3	保護者に関する検討事項	郵便物等の管理について
ポイント10	3	保護者に関する検討事項	死後事務について
ポイント11	5	任意後見制度における監督に関する事項	監督の在り方について
ポイント12	6	任意後見制度と法定後見制度との関係	併存の可否について
ポイント13	7	任意後見制度に関するその他の検討	契約の方式、一部発効、修正等
ポイント14	8	その他 成年後見制度に関する家事審判の手続についての検討等 法定後見制度に関する事実の調査及び証拠調べ	医学的情報以外の本人の状況の把握
ポイント15	8	その他 身体障害により意思疎通が著しく困難である者	身体障害により意思疎通が著しく困難である者への規律

図3 中間試案のポイント説明会資料

始の要件と終了の要件」「任意後見制度と法定後見制度の併存」「日常生活自立支援事業等との連携」など、多くの意見が寄せられました。

■「民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案に関する意見」

本会では、ポイント説明会のアンケート結果なども参考にして、後見委員会、理事会などで議論を重ね、8月25日に法務省民事局に対し、「民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案に関する意見」(以下「意見書」)を発出しました。

意見書では、前文として「当会は、民法(成年後見等関係)の改正が、成年後見制度を必要とする生活者一人ひとりが、本人の意思に基づき主体的に制度を活用できるようになることを目的としていると考えます。この理念を現実の生活で実現するためには、民法改正だけでなく、社会福祉分野での法改正や仕組みづくり、支援関係者の意識改革、そして地域社会全体への『我が事』としての理念の浸透が必要不可欠です。」と記載した上で、本会が特に重要と考えること、関連する事項を整理しました。

意見の項目は次表のとおりです。

民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案に関する意見(項目抜粋)

1 本人の意思尊重と意思決定支援の義務化

(中間試案：第3 保護者に関する検討事項 3 保護者の職務及び義務 (1) 本人の意思の尊重及び身上の配慮)

- (1) 民法858条の改正提案
- (2) 権限行使の段階的規律
- (3) 「意思決定支援」の重要性
- (4) 関連法規の整備

2 法定後見開始要件における「社会モデル」の採用と本人の同意のあり方

(中間試案：第1 法定後見の開始の要件及び効果等 1 法定後見の開始の要件及び効果(1)及び(2))

- (1) 法定後見開始要件 (乙1案の支持)
- (2) 本人の同意の要件 (甲案・乙案両方の必要性)
- (3) 福祉現場における「同意」の複雑性
- (4) 虐待事案における課題と関連法整備
- (5) チーム支援の確立

3 法定後見の期間設定と終了の促進

(中間試案：第2 法定後見の終了 2 法定後見に係る期間)

- (1) 乙1案への懸念
- (2) 乙2案の支持
- (3) 運用上の工夫
- (4) 取消し審判の維持

4 審判手続きにおける「統合モデル」への転換と鑑定の見直し

(中間試案：第8 その他 1 成年後見制度に関する家事審判の手続についての検討等 (3) 法定後見制度に関する事実の調査及び証拠調べ)

- (1) 「社会モデル」も踏まえた統合モデルへの移行
- (2) 「ソーシャルリポート」の活用
- (3) 鑑定の原則的扱いの見直し

5 任意後見制度の利便性向上

(中間試案：第7 任意後見制度に関するその他の検討)

任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加（変更）、任意後見契約の一部の発効、予備的な任意後見受任者）

- (1) 簡素化と修正の容易さ
- (2) 任意後見監督人の選任課題
- (3) 医的侵襲に関する同意権

6 郵便物管理と死後事務に関する規律の整理

(中間試案：第3 保護者に関する検討事項 3 保護者の職務及び義務 (3) 成年後見人による郵便物等の管理、4 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）等)

- (1) 郵便物の転送
- (2) 死後事務の明確化
- (3) 死後事務の広範な課題

7 身体障害による意思疎通困難者への対応と用語の見直し

(中間試案：第8 その他 2 身体障害により意思疎通が著しく困難である者 前注1)

- (1) 「障害」の捉え直し
- (2) 民法における「代理」の検討
- (3) 用語の見直し（前注1関連）
- (4) 「保護者」という用語への反対と「後見人」の維持

意見書では、上記項目のそれぞれについて詳細な理由説明をしたのち「当会は、今回の民法改正が本人の意思を尊重し意思決定支援を核とした、より本人中心的な成年後見制度へと進化することを強く望みます。そのためには、民法改正と同時に、社会福祉領域における法整備や運用改善、そして社会全体の意識変革が不可欠です。本意見が、これらの実現に向けた建設的な議論の一助となることを期待いたします。」としめくくっています。

本会の意見書の全文は、本会ホームページの「意見・要望書」をご参照ください。

(<https://www.jacsw.or.jp/>)



社会保障審議会福祉部会における検討の主な論点

8月18日の第28回社会保障審議会福祉部会（以下「部会」）では、社会福祉法の改正に向けたこれまでの検討を踏まえ「『地域共生社会の在り方検討会議』中間とりまとめ」「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ」について報告がなされ、各論点についての協議が行われています。

9月8日の第29回部会では、「地域共生社会の更なる展開について」「身寄りのない高齢者等への対応、成年後見制度への見直しへの対応について」をテーマに検討が行われました。

その中でも特に、総合的な権利擁護支援策の充実に向けて、新たな事業の構想が注目されました。こ

の事業は、現行の日常生活自立支援事業を発展・拡充させ、本人との契約に基づいて日常的な金銭管理や福祉サービス利用支援、入院・入所の手続支援、死後事務の支援などを提供できる仕組みとするものです。これを第二種社会福祉事業として法に位置づけ、全国で基軸となる事業として実施する方向性が打ち出され、その趣旨や対象、要件などが論点として提示されました。

本会の山下会長は、包括的な支援体制整備に向けた対応や、「福祉サービス提供における『意思決定支援』への配慮」についてより踏み込んだ対応の必要性、「福祉以外の分野との連携・協働」について、社会福祉士が様々な分野で活動していることを示し、社会福祉士の活用の促進について発言しました。また、民法改正に伴い、社会福祉法および高齢者虐待防止法等の関係する法律の改正の必要性についても



社会保障審議会福祉部会の様子

言及しました。

10月21日の第30回部会では、「災害に備えた福祉的支援体制について」「社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について」「共同募金事業の在り方」をテーマに検討が行われました。

部会では、災害時における福祉的支援の法制度整備をさらに推進すべきとの意見が多くございました。本会の山下会長は、DWATに関する法制度整備に賛成したうえで、DWATの活動時期終了後も復旧

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）			令和7年5月28日
<p>◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るために提言をとりまとめた。</p> <p>◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現が図られることを強く祈念する。</p>			
<p>1. 地域共生社会の更なる展開</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理 ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化 iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化 iv. 地方創生等政府方針との連動 <p>② 包括的な支援体制の整備に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大^{※1} ※1 重層的な支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施 ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進 iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設 iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化 v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等 <p>③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化</p>			
<p>2. 身寄りのない高齢者等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化 ② 日常生活支援^{※2}、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設 ※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援 ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築 <p>4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進 ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進 <p>5. 社会福祉における災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築 ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施 			3

図4 「地域共生社会の在り方検討会議」 中間とりまとめについて（概要）

期から復興期にかけても福祉的支援の活動を継続する必要があることを指摘し、福祉的支援のシームレスな継続性の担保も含めた法整備が必要であると発言しました。

社会福祉法の改正に向け、今後も検討が深められる予定です。

福祉人材確保対策専門委員会の主な論点

5月9日に社会保障審議会福祉部会人材確保

専門委員会が立ち上げられ、「介護福祉士養成施設卒業者の国家資格の取得の在り方」「国家試験受験資格に関する仕組み」「地域の実情に応じた人材確保としてのプラットフォーム機能の充実」などをテーマに、ヒアリングや協議等が行われています。

11月10日第6回専門委員会では、福祉人材確保専門委員会における議論の整理（案）について意見のとりまとめが行われました。なお、議論の整理は厚生労働省のHPで公表されています。

第20回成年後見制度利用促進専門家会議が開催されました

日本社会福祉士会 参事 星野 美子

なく、専門家会議で出されている意見を福祉部会でも共有したうえで議論される必要があること

- ③ 成年後見制度利用支援事業について、2024（令和6）年度の調査研究事業で明らかになった課題を踏まえ、さらなる検討を進めること
- ④ 民法改正にとどまらず、社会福祉法をはじめとした各種関係法案の見直しに早急に取り組むこと

民法改正を実効あるものとし、本人の意思を尊重しながら支える社会を築くためには、社会福祉法をはじめとした社会福祉体制の一部的な改革が不可欠です。

資料は厚生労働省のHPに掲載されています。



10月21日（火）、成年後見制度利用促進専門家会議に本会の委員として出席しました。法務省の民法等改正の中間試案には、個人・団体から310件のパブリックコメントが寄せられたとの報告があり、関心の高さが伺えます。

本会は、意見書にて以下の点を発出し、会議でも発言しました。

- ① 中核機関の機能・役割が受任調整に偏らず、開始における入口の相談対応や、開始後の見直しの仕組みづくりに専門職が関与する体制構築の重要であること
- ② 総合的権利擁護支援事業について、特に身寄りのない方への支援策として第二種社会福祉事業が国から提案されているが、日常生活自立支援事業の枠内に収まるものでは

権利擁護センターはあとなあ受任状況

権利擁護センターはあとなあでは、2025年2月度の報告書に基づく受任状況と名簿登録状況を以下とおりまとめました。2025年6月時点での名簿登録者数は9,672人となっています。

A 都道府県社会福祉士会所属の個人による受任等の状況

● A-I 類型別受任状況年次推移

法定後見・監督人の受任および任意後見の契約件数の合計は、37,006件で、前回の2024年2月に比べて3,049件の増加となっており、増加傾向が続いている。

法定後見は、36,553件で受任等の全件数の98.8%を占めています。類型別では、後見が23,932件(64.7%)、保佐が9,931件(26.8%)、補助が2,690件(7.3%)となっています。任意後見は、371件で受任等の全件数の1%となっています。任意後見契約と任意代理契約を締結しているものは214件で、任意後見全体の約57.7%となっています。監督人は82件で、受任等の全件数の0.2%となっています。

● A-II 累計件数(2000年4月から2025年1月31日まで)

成年後見制度がスタートした2000年4月以降のはあとなあ活動状況報告提出時における受任件数の合計は55,745件でした。

● A-III 個人別受任件数

現在活動中の受任者は合計で7,166人です。1件の受任が2,031人(28.3%)、2件の受任が1,317人(18.4%)であり、合わせて46.7%と約半数を占めています。一方で、5件～9件の受任が1,266人(17.7%)、10件～19件の受任が700人(9.8%)、20件以上の受任が317人(4.4%)であり、合わせて31.9%と約3割を占めています。

● A-IV-1-① 本人の年齢

本人の年齢は、10代が0.3%、20代～30代が6.6%、40代～50代が22.8%、60代～70代が37.2%、80代以上が33.1%となっています。本人の年齢が60代以上の割合は全体の約7割を占めています。

● A-IV-1-② 意思能力が不十分な原因

意思能力が不十分な理由は、認知症によるものが

37.6%、知的障害によるものが27.9%、精神障害によるものが19.7%となっています。

● A-IV-1-③ 現在の居所

現在の居所は、在宅が28.6%、病院が20.2%、施設が48.6%となっています。

● A-IV-1-④ 資産状況

資産状況は、生活保護受給世帯が25.5%、住民税非課税世帯が64.1%となっています。

● A-IV-2 申立人と本人との関係

申立人と本人の関係では、親族申立てが11,761件で全体の32.2%を占めています。市町村長申立ては14,083件で全体の38.5%を占めています。

● A-IV-3 報酬について

報酬審判の金額(月額平均)では、2～3万未満が15,008件と全体の約4割を占めています。また、3万未満の割合は全体の約7割を占めています。

● A-IV-4-① 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業については、申立経費、報酬助成、またその両方を受けている件数が合計で6,194件であり、全体の16.9%となっています。

● A-IV-4-② 報酬の受領

全額未受領、一部未受領の件数が合計で1,925件あり、全体の5.2%となっています。

● A-IV-4-③ 公益信託成年後見助成基金

公益信託成年後見助成基金については、91件が受けしており、全体の0.24%となっています。

B 都道府県社会福祉士会による法人後見受任状況

2025年2月度報告にて法人後見を実施している都道府県社会福祉士会は、17法人でした。法人後見の受任件数は、後見人が482件、監督人が35件となっています。

ばあとなあ受任状況（2025年2月報告書）

下表は、都道府県社会福祉士会から提供された2025年2月提出のばあとなあ活動報告書に基づき、本会が集計した2025年1月末現在における成年後見人等の受任状況です。

A 都道府県社会福祉士会所属の個人による受任等の状況

I 類型別受任状況年次推移

	類型	2025年2月				2024年 2月	2023年 2月
		件数	割合	対前回増減(件)	対前回増減(率)		
法定後見	後見	23,932件	64.7%	1,694件	7.6%	22,238件	20,669件
	保佐	9,931件	26.8%	1,015件	11.4%	8,916件	7,973件
	補助	2,690件	7.3%	340件	14.5%	2,350件	2,053件
	未記入等	0件	0.0%	0件	—	0件	0件
任意後見	(小計)	36,553件	98.8%	3,049件	9.1%	33,504件	30,695件
	任意後見の契約のみ	116件	0.3%	-5件	-4.1%	121件	125件
	任意後見+任意代理の契約	214件	0.6%	3件	1.4%	211件	208件
	任意後見人として活動中	27件	0.1%	2件	8.0%	25件	23件
監督人	未記入等	14件	0.0%	3件	—	11件	0件
	(小計)	371件	1.0%	3件	0.8%	368件	356件
	法定後見	74件	0.2%	-4件	-5.1%	78件	81件
	任意後見	8件	0.0%	1件	14.3%	7件	9件
	未記入等	0件	0.0%	0件	—	0件	0件
	(小計)	82件	0.2%	-3件	-3.5%	85件	90件
	合計	37,006件	100%	3,049件	9.0%	33,957件	31,141件

II 累計件数（2000年4月から2025年1月31日まで）

項目	これまでの受任件数	終了・辞任件数
法定後見	54,276件	17,723件
後見監督人	403件	321件
任意後見契約	1,066件	695件
合計	55,745件	18,739件

IV 法定後見受任状況

1. 本人の状況

①本人の年齢

区分	10代	20代～30代	40代～50代	60代～70代	80代以上	未記入等	合計
(2025.2月)	101件	2,397件	8,343件	13,609件	12,102件	1件	36,553件
	0.3%	6.6%	22.8%	37.2%	33.1%	0.0%	100%
対前回比	128%	107%	110%	110%	100%	100%	109%
	0.2%	6.7%	23.3%	36.9%	32.9%	0.0%	100%
(2023.2月)	79件	2,232件	7,792件	12,368件	11,032件	1件	33,504件
	0.2%	6.7%	23.3%	36.9%	32.9%	0.0%	100%
(2023.2月)	52件	2,010件	6,991件	11,299件	10,342件	1件	30,695件
	0.2%	6.5%	22.8%	36.8%	33.7%	0.0%	100%

②意思能力が不十分な原因

区分	認知症	知的障害	精神障害	重複	その他・未記入等	合計
(2025.2月)	13,747件	10,184件	7,218件	4,157件	1,247件	36,553件
	37.6%	27.9%	19.7%	11.4%	3.4%	100%
対前回比	108%	106%	109%	123%	105%	109%
	38.0%	28.6%	19.8%	10.1%	3.6%	100%
(2023.2月)	12,730件	9,586件	6,629件	3,369件	1,191件	33,504件
	30.1%	20.3%	47.5%	2.1%	100%	100%
(2023.2月)	12,105件	8,670件	6,006件	2,802件	1,112件	30,695件
	39.4%	28.2%	19.6%	9.1%	3.6%	100%

③現在の居所

区分	在宅	病院	施設	その他・未記入等	合計
(2025.2月)	10,450件	7,392件	17,751件	960件	36,553件
	28.6%	20.2%	48.6%	2.6%	100%
対前回比	104%	109%	111%	140%	109%
	30.1%	20.3%	47.5%	2.1%	100%
(2023.2月)	10,084件	6,806件	15,927件	687件	33,504件
	30.2%	21.0%	46.6%	2.2%	100%

④資産状況

区分	生活保護受給世帯	住民税非課税世帯	その他	合計
(2025.2月)	9,308件	23,414件	3,831件	36,553件
	25.5%	64.1%	10.5%	100%
対前回比	111%	107%	115%	109%
	25.0%	65.1%	9.9%	100%
(2024.2月)	8,379件	21,801件	3,324件	33,504件
	25.0%	65.1%	9.9%	100%

2. 申立人と本人の関係

区分	本人	親族	市町村長	家裁の職権	法定代理人	任意後見人	その他・未記入等	合計
(2025.2月)	8,032件	11,761件	14,083件	701件	1,661件	11件	304件	36,553件
	22.0%	32.2%	38.5%	1.9%	4.5%	0.0%	0.8%	100%
対前回比	114%	107%	108%	105%	113%	110%	114%	109%
	21.1%	32.9%	38.3%	2.0%	4.4%	0.0%	0.8%	100%
(2023.2月)	7,066件	11,018件	13,010件	669件	1,465件	10件	266件	33,504件
	20.7%	33.1%	39.3%	2.0%	4.1%	0.0%	0.7%	100%

3. 報酬について

報酬審査の金額（月額平均）
1万未満
1～2万未満
2～3万未満
3～4万未満
4～7万未満
7万以上
その他・未記入等
合計

4. 支援事業の利用状況

①成年後見制度利用支援事業の適用を受けている

申立経費	1,377件
報酬助成	3,777件
両方受けている	1,040件
その他・未記入等	30,359件
合計	36,553件

②報酬の受領

全額未受領	1,488件
一部未受領	437件
その他・未記入等	34,628件
合計	36,553件

③公益信託成年後見助成基金の適用を受けている

受けている	91件
受けていない	30,682件
その他・未記入等	5,780件
合計	36,553件

B 都道府県社会福祉士会による法人後見受任状況

社士会	後見人		監督人		合計	
	2025.2月	2024.2月	2025.2月	2024.2月	2025.2月	2024.2月
青森	16件	18件	0件	0件	16件	18件
山形	9件	9件	0件	0件	9件	9件
埼玉	3件	3件	0件	0件	3件	3件
千葉	0件	1件	0件	0件	0件	1件
東京	0件	0件	11件	12件	11件	12件
神奈川	14件	14件	0件	0件	14件	14件
静岡	0件	0件	23件	24件	23件	24件
大阪	0件	0件	1件	1件	1件	1件
岡山	14件	6件	0件	0件	14件	6件
広島	15件	13件	0件	0件	15件	13件
愛媛	0件	0件	0件	0件	0件	0件
高知	7件	5件	0件	0件	7件	5件
福岡	43件	40件	0件	0件	43件	40件
佐賀	334件	483件	0件	0件	334件	483件
熊本	4件	5件	0件	0件	4件	5件
宮崎	22件	19件	0件	0件	22件	22件
鹿児島	1件	1件	0件	0件	1件	1件
合計	482件	617件	35件	40件	517件	657件

1)「I 類型別受任状況年次推移」「II 累計件数」「IV 法定後見受任状況」は、名簿登録者から都道府県社会福祉士会に提供された「個別報告」データに基づいて集計をしています。

2)「III 個人別受任件数」は、名簿登録者から都道府県社会福祉士会に提供された「累計件数」データに基づいて集計をしています。

3) 四捨五入をした結果、割合の合計が100にならないことがあります。

認定社会福祉士取得の新ルート

「強化ルート」がスタートします

2026年3月から、認定社会福祉士取得の新ルートとして「強化ルート」がスタートします。この「強化ルート」は、社会福祉士会の「基礎課程」修了者と、日本医療ソーシャルワーカー協会の認定医療ソーシャルワーカーが対象となります。「強化ルート」を活用して、ぜひ認定社会福祉士を取得してください。

1. 「強化ルート」の特徴

(1) すべての認証研修の単位を活用できます

基礎課程の修了を要件とするルートとして、「生涯研修ルート」では分野専門研修は認定申請予定分野の単位のみ有効ですが、新たに追加する「強化ルート」ではすべての認証された研修（共通専門研修、分野専門研修）の単位が有効となります。

生涯研修ルート ^{注1}	(新) 強化ルート
共通専門研修と認定社会福祉士として認定を受ける分野の分野専門研修のみ有効	認証された研修（共通専門研修、分野専門研修）すべてが有効

(2) スーパービジョン実績に関する措置があります

認定社会福祉士取得に必要なスーパービジョン（以下「SV」）実績の単位数は変わりませんが、「強化ルート」では、SV（受ける）実績2単位の取得を、認定社会福祉士登録後、次の更新までに取得することで認める措置があります。

生涯研修ルート ^{注1}	(新) 強化ルート
認定社会福祉士認定研修の受講前に定められたSV実績の単位を取得することが必要	SV（受ける）実績2単位について、認定社会福祉士登録後、次回の更新までに取得することを認める措置あり ^{注2}

注1：これまでの「生涯研修ルート」を活用して認定社会福祉士を目指すことも可能です。

注2：次の更新までに取得するSV（受ける）実績は、更新申請に必要なSV（受ける）実績とダブルカウントはできません。

2. 「強化ルート研修」について

(1) 研修プログラムについて

「強化ルート研修」では、ソーシャルワーカーとしての職業倫理、実践理論、SV等について学びます。この研修のテキストは、中央法規出版から発刊予定です。e-ラーニング講義は、90分講義10本程度を予定しています（検討中。変更の可能性あり）。

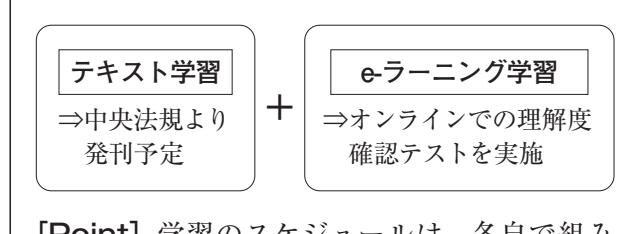
(2) オンラインですべての受講が可能

「強化ルート研修」は、テキスト学習とオンライン学習（e-ラーニング）で構成されています。主な特徴は次のとおりです。

<強化ルート研修の主な特徴>

- ・オンラインで完結
ネット環境があれば、どこからでも受講可能。
- ・多角的に習得
テキストとe-ラーニングで、知識を多角的に習得。
- ・繰り返し視聴可能
講義を何度も視聴でき、理解を深められる。
- ・スキマ時間を活用
忙しい日々の合間でも、自分のペースで学習。

[強化ルート研修イメージ]



[Point] 学習のスケジュールは、各自で組み立て、設定することができ、自分のペースで進めることが可能。

(3) 2026年3月からe-ラーニング講義を公開予定

2026年3月からe-ラーニング講義を順次公開予定です。申込方法などの詳細は、決まり次第、本会ホームページ等でご案内する予定です。

3. 「強化ルート」に関するQ&A

Q1. 基礎研修ⅠからⅢまで修了しました。「生涯研修ルート」ではなく、「強化ルート」を選択することは可能ですか？

A1. 選択可能です。強化ルート研修の他に必要な単位数は、9ページの図2をご確認ください。

Q2. 「ベテランルート」や「大学院ルート」の対象者は、「強化ルート」の対象になりますか？

A2. 対象なりません。「強化ルート」は、社会福祉士会の「基礎研修」修了者および日本医療ソーシャルワーカー協会の認定医療ソーシャルワーカーを対象としています。

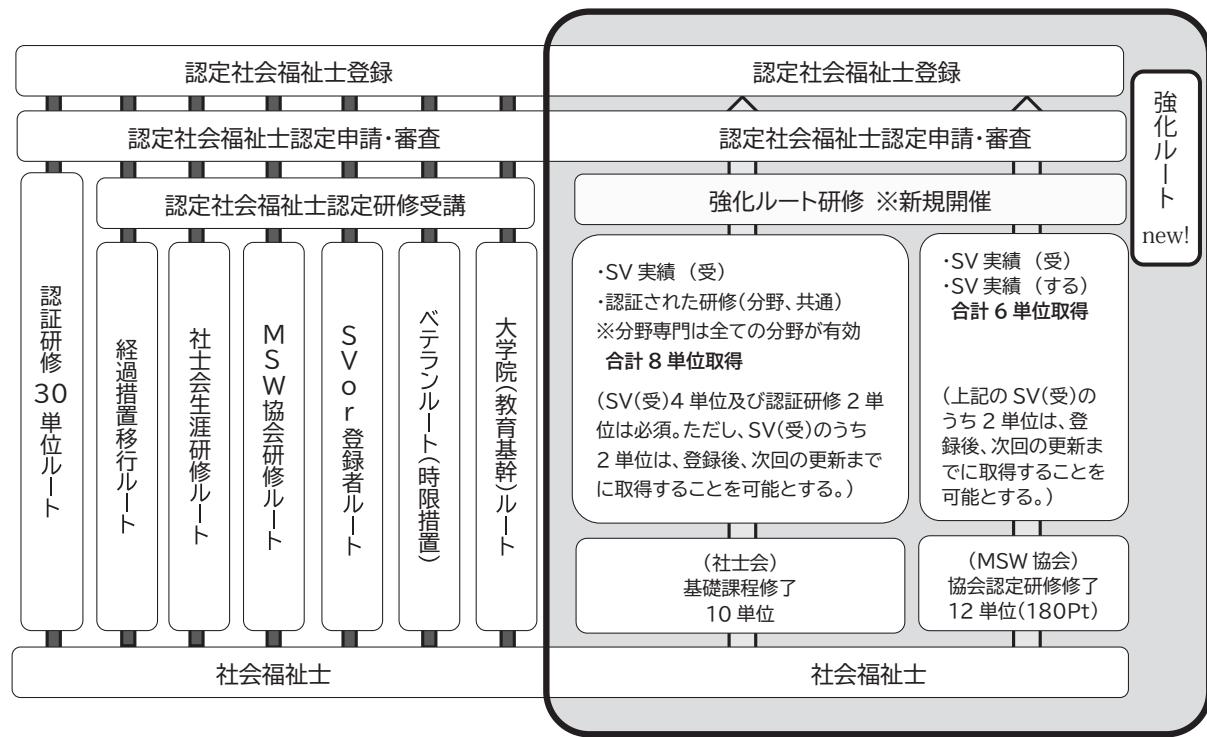


図1 認定社会福祉士の取得ルート（概略図）

※「強化ルート」設置後も生涯研修ルートおよびMSW協会研修のルートは残ります。

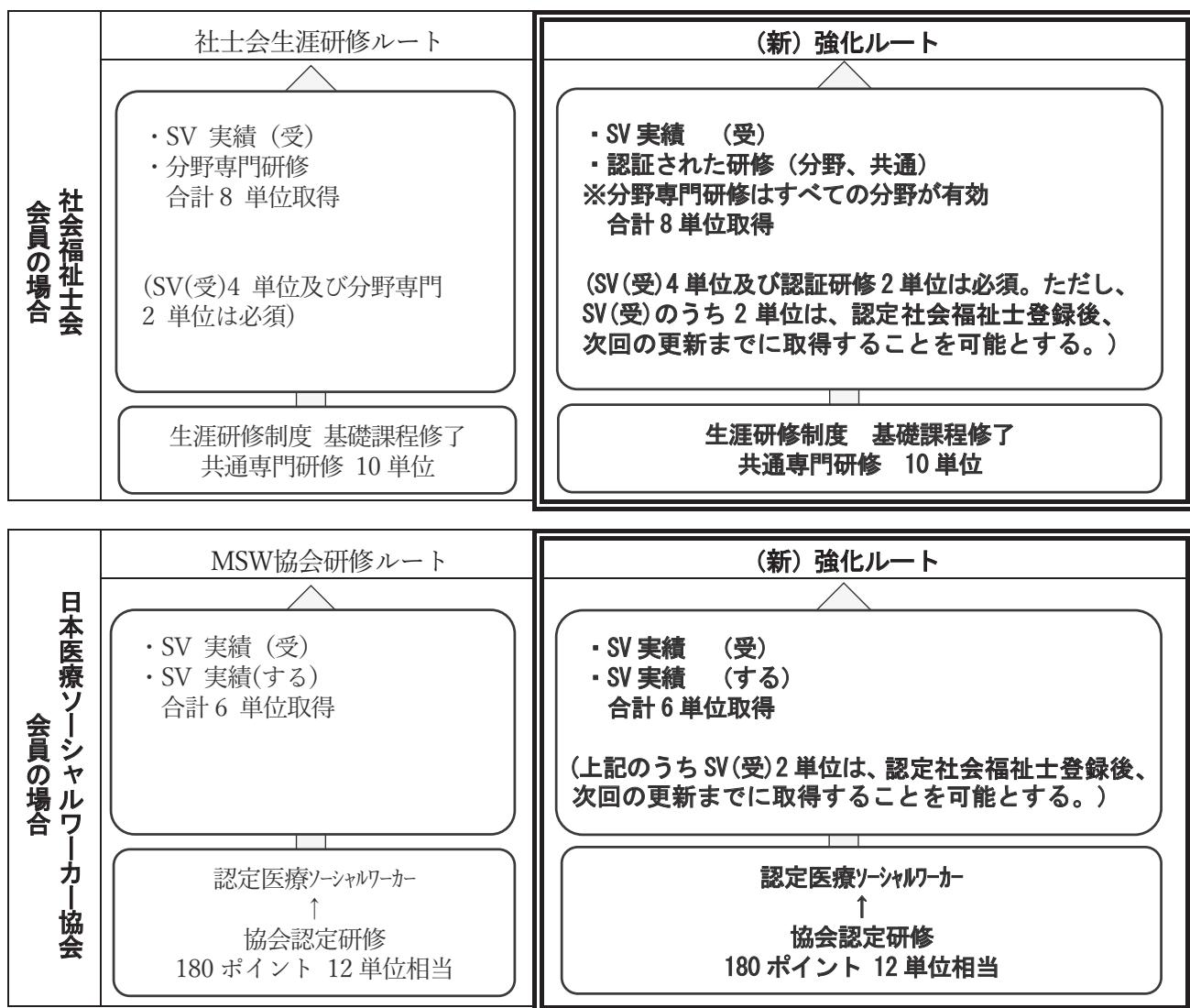


図2 社士会生涯研修ルート、MSW協会研修ルートと強化ルートの比較表

2025年度 第2回全国生涯研修委員会議を開催しました

2025年9月27日(土)に2025年度第2回全国生涯研修委員会議を開催し、都道府県社会福祉士会(以下「県士会」)の生涯研修委員を中心に生涯研修を担当している58人が参加しました。

全国生涯研修委員会議とは

本会議は、本会と県士会との協力および連携を目的とし、生涯研修センター事業に係る連絡、県士会の意見集約および課題の協議を行うこととし、年2回開催しています。

今回は、第1回会議の参加者アンケートの結果を踏まえ、2つのテーマについて協議を行いました。

生涯研修制度を盛り上げるために

討議1では、生涯研修制度の普及に向けた周知について意見交換を行いました。

はじめに、生涯研修制度の普及に向けた取り組みについて、群馬、岐阜、三重、大分県士会の委員にインタビュー形式で事例を紹介いただきました。

群馬では、基礎研修関係者合同懇談会の実施やSNSの活用、岐阜では、基礎研修修了者等を対象とした交流会の実施や広報誌での実施報告等の取り組みについて具体的に説明いただきました。三重では、Google Workspaceを導入し、研修資料の共有や情報発信の実施、大分では、ファースト研修として、新たな社会福祉士資格取得者を対象にして生涯研修制度の意義や委員会活動の紹介等の取り組みについてお話しいただきました。

続いてグループ討議では、生涯研修制度の周知や持続的な研修運営に向けた工夫、課題に関する意見が出されました。主に、SNSやHP、動画を活用した広報や交流の場を通じた周知の工夫について報告されました。また、研修後のフォローワーク体制として、委員会紹介を通じた会員同士のつながりの継続、学生や若年層への働きかけの重要性も共有されました。一方で、委員やスタッフの業務負担、情報発信体制の脆弱さ、認定社会福祉士を目指す受講者の少なさといった、生涯研修制度の安定運用に向けた課題も明らかになりました。

今後の取り組みとして、対象者に合わせた生涯研修制度の魅力を発信しながら、継続的な自己研鑽の促進と委員やスタッフの担い手の育成・支援体制の強化の必要性が確認されました。

課題作成時におけるAI使用について

討議2では、教育機関でも課題となっている課題作成時における生成AIの使用についてグループ討議を行い、活発な意見交換が行われました。

現状では、AIを用いたレポートはあまり見受けられないという声が多かったものの、文章表現に不自然さが見られる事例も報告されており、講師経験者からはAI使用の判断が難しく、評価に影響するとの懸念も示されました。

AIの活用には、要約や資料作成の補助としての活用はありうる一方、誤情報やAIにすべて任せてしまうことで学習の目的が達成されないことなどのリスクがあること、感情や実践の言語化といった専門職ならではの表現にはAIでは限界があるとの指摘もありました。また、県士会ごとに対応が異なることで研修受講者に混乱を招くおそれがあることから、課題作成時のAI使用における統一したガイドラインを設けるべきとの意見もありました。AIの使用には正しい知識とリテラシーが求められ、今後は活用の是非だけでなく、研修の目的を再確認した上で、AIとの向き合い方を検討していく必要があるとの認識が共有されました。

【会議プログラム】

開会あいさつ

報告:「事前調査の結果」「生涯研修制度広報の取り組み」

討議1:「生涯研修制度を盛り上げるために」

討議2:「課題作成時におけるAI使用について」



会議の様子

2025年度 都道府県社会福祉士会会長会議を開催しました

2025年9月6日（土）から7日（日）にかけて、全国の都道府県社会福祉士会（以下「県士会」）から46人の出席のもと、ビジョンセンター東京日本橋（東京都中央区）において「2025年度都道府県社会福祉士会会長会議」を開催しました。本ニュースでは会議の概要を報告します。

事前募集した協議テーマには、8県士会から14件が提案されました。理事会での協議で時間制約を考慮し、4つの協議事項を中心にプログラムを構成しました。

協議1「入会促進・プロモーション」では、入会促進とプロモーションの2テーマを順番にグループ討議を行いました。入会促進では、30歳未満の入会金・初年度会費無料のキャンペーンの効果測定は難しいものの、各県士会で養成校や行政への働きかけ、SNS活用、先輩から後輩への声かけなど多様な取組みが共有され、組み合わせて進める重要性も確認されました。プロモーションでは、若年層への発信強化や会活動の魅力的なイメージづくりが重要との意見が出されました。動画配信、SNS活用、他団体との連携などの実践例が共有され、入会促進や認知度向上に向けた情報交換も行われました。

協議2「退会抑制」では、年代別・理由別の退会傾向を踏まえ、県士会会員が活動を続けやすい環境づくりについて討議をしました。研修やイベントにおける託児や懇親の場の設定、定年後や育児後の再参加支援、休会制度の導入、役割付与によるセカンドキャリア支援など、多様な提案が出されました。また、会員同士のつながりを実感できる交流の場づくり、長期会員の表彰やレジェンド的存在との語りの機会づくりも、退会抑制の有効策として共有されました。

1日目の最後は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長の芦田雅嗣氏から「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士への期待」をテーマにご講演をいただきました。「『2040年に向けたサービス提供体制のあり方』に関するとりまとめ」をふまえ、社会保障審議会福祉部会や福祉人材確保専門委員会の動き、災害関連法制改正などの政策動向が詳しく説明されました。さらに、地域共生社会の実現に向けた社会福祉士への期待も示されました。

2日目に実施した協議3「災害支援」では、地域ブロックごとに討議を行いました。災害支援委員会の設置状況やDWATへの参画、行政・社協との連携、平時からの備えや受援体制づくりの課題などに

ついて意見交換を行いました。災害時の情報共有や会員派遣の仕組み、派遣者の保険・交通費等の課題、他団体との連携やマニュアル整備の必要性など、多様な課題が共有されました。岡本副会長からは、法改正に関する国の制度動向の説明とともに、東海北陸ブロックの県士会が10月に連携協定を締結する予定であることが紹介されました。

また、今回協議テーマとして取り上げることができなかった「社会福祉士国家試験の合格ライン」「司法と福祉の連携」「生涯研修制度の在り方」「独立型社会福祉士」などについても、担当理事から状況説明がありました。

協議4「『権利擁護センターぱあとなあ』のあり方」では、本会の第四期中期計画において権利擁護活動の強化として、虐待対応専門職チームと成年後見制度の利用促進担当者における有機的な連携体制の推進を掲げているとの説明がなされ、これをふまえて討議を行いました。成年後見や虐待対応などの各事業は、権利擁護を進める個別の手段であることが再確認されました。さらに、各県士会の「ぱあとなあ」における運営面での課題として、成年後見の苦情対応や受任者の資質向上、推薦の仕組みの透明化、名簿登録の基準整備などが情報共有されました。

報告事項では、今年7月に開催した全国大会（島根大会）について、島根県士会の田中涼会長と渡辺秀美実行委員長から、オンデマンド参加を含め1,000人を超える申込みと会場参加980人について、お礼と報告がありました。続いて、青森県士会（2026年度大会）の納谷むつみ会長および奈良県士会（2027年度大会）の西田利昭会長から、準備状況が報告されました。また、三重県士会の平井俊圭会長から、県士会30周年記念制作のオリジナル絵本「タナカさんとボクのくつ」のクラウドファンディングが目標額を達成し、全国の県士会宛てに絵本を送付することが報告されました。

今回の会長会議では、入会促進・退会抑制や災害支援、権利擁護センターぱあとなあの主要課題について活発な意見交換が行われ、今後の取組みの方向性が共有されました。

東海北陸ブロックの県士会で災害支援の連携協定を締結 ～平時からの備えを～

日本社会福祉士会 副会長(災害支援担当理事) 岡本 達也

10月12日(日)、金沢福祉用具情報プラザ(石川県金沢市)において、東海北陸ブロックの東海4県と北陸3県の社会福祉士会は、災害時の連携と相互支援に関する協定を締結しました。

協定には、東海4県士会(岐阜、静岡、愛知、三重)と北陸3県士会(富山、石川、福井)の会長が参加し、調印が行われました。

この協定は、災害発生時に相互に連携し、被災者等支援および事務局機能の継続を図ることを目的としています。調印式では、石川県士会の北脇宜和副会長(事務局長兼任)が協定内容を説明し、各県士会が組織と機能を活用して支援活動を行うことが確認されました。

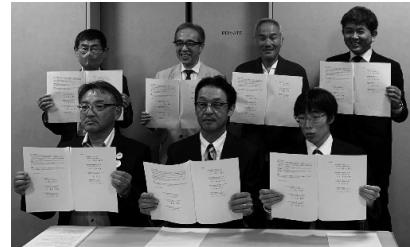
協定の内容は以下の通りです。

- ①平時および災害発生時に連携・協働を検討する場、被災者等の支援に係る情報共有および会議の開催
- ②被災県の要請により、災害発生時の支援活動への会員派遣協力
- ③活動を支援するための物資の調達への協力や提供
末松良浩石川県士会会长は、能登半島地震の経験を踏まえ、平時からの備えの重要性と被災県の受け入れ体制の課題に触れ、協定による事前体制の強化

への期待を述べました。

岡本からは、災害救助法等の改正により福祉サービスが救助の種類に位置づけられ、災害時の福祉サービスが制度的に支えられた継続的な支援として捉えられるようになったことを紹介しました。また、社会福祉士のソーシャルワークを活かした支援の意義と、ブロック内の支援の重要性を強調しました。

会議は年1回以上開催し、情報共有や運用確認を行なうことが定められ、今回が1回目の会議となりました。今年度の幹事県は、東海4県は岐阜県士会、北陸3県は石川県士会、次年度は、東海4県は静岡県士会、北陸3県は富山県士会が担当する予定です。



災害支援の連携の第一歩

第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会)

プログラムが決まりました

公益社団法人青森県社会福祉士会 会長 納谷 むつみ

青森大会のプログラムが決まりました。

テーマとサブテーマに込めた私たち青森県社会福祉士会の思いを、全国の仲間にも届けたい――。

その願いから、スペシャリストでありジェネラリストでもあるソーシャルワーカーの“理想の姿”を体現し続けておられる、日本ソーシャルワーカー学会副会長・理事の大島巖先生を基調講演にお迎えします。大島先生のご助言を得ながら、基調講演に続くシンポジウムの準備も進んでいます。人口減少地域で「共に生きる」を目指して様々に活動する、県内のソーシャルワーカーの姿をご覧いただければと思います。

記念講演には、第七代ねぶた名人として海外でも広く活躍するねぶた師の竹浪比呂央氏にご登壇いただきます。魂が「じゃわめぐ」感動を、会員の皆さんと一緒に体験できると確信しています。

さて、青森大会の実行委員会は、次の開催を予定

している奈良県、宮崎県、群馬県の皆さんをはじめ、これまで大会を開いていない県士会からもご参加いただいているます。まるで大会がもう始まっているような、わくわくした気持ちになっています。

多くの社会福祉士の皆さんと楽しみながら議論を重ね、嬉しい悩みも共有しながら、大会当日に向けて準備を重ねて参ります。

皆さまのご参加を心よりお待ちしています。

プログラムは、同封の青森大会のチラシの裏面にありますのでご覧ください。

大会テーマ

「共に生きる社会」を作る社会福祉士
～じゃわめぐ未来へ「わ」と「な」をつなぐ～

開催日 2026年7月4日(土)
～7月5日(日)



[青森大会特設サイト]

世界メンタルヘルスデー JAPAN2025

シルバーリボン運動の普及啓発イベントに山下会長が招待されました

メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、正しい知識を普及することを目的として、世界精神保健連盟が1992年より、10月10日を「世界メンタルヘルスデー」と定めました。その後、世界保健機関（WHO）も協賛し、正式な国際デー（国際記念日）とされています。

シルバーリボン運動

シルバーリボン運動は、1993年に米国のカリフォルニア州で統合失調症への理解を求める取り組みとしてはじまりました。現在では脳や心に起因する疾患（障害）およびメンタルヘルスへの理解を促進する運動として、脳や心に起因する疾患（障害）に対する誤解や偏見を和らげ、それらを抱える当事者やその家族が前向きに生活することができる社会の実現を目指して、世界規模で展開されています。

日本では2002年にはじまり、10月10日の世界メンタルヘルスデーに合わせて普及啓発イベントをNPO法人シルバーリボンジャパンが中心となり開催しています。

東京タワーライトアップ点灯式

世界メンタルヘルスデーに合わせて、各地で様々な普及啓発イベントが開催される中、本年度もNPO

法人シルバーリボンジャパンが主催する「東京タワーシルバー＆グリーンライトアップイベント」が開催されました。シンボルカラーの銀色と、メンタルヘルスのイメージカラーである緑色に東京タワーが交互に点灯し、心の健康への理解と支援を呼びかけました。

式典には、本会の山下会長が招待を受け、本年度初めて本会からも参加しました。心の健康に関する団体をはじめ、当事者や国際色豊かな企業が参加し、各地のイベント会場とは中継でつながりました。YouTubeで同時配信もされるなど、テーマの「つながる、どこでも、だれにでも」を体现し、社会全体で心の問題に関心を持ちステigmaをなくしていくことを考えるイベントとなりました。

当日の様子は、主催団体であるシルバーリボンジャパン公式YouTubeチャンネルで公開されています。

YouTube動画

「世界メンタルヘルスデー2025 東京タワーシルバー＆グリーンライトアップ点灯式」



ライトアップされた東京タワー



式典に参加した関係団体と集合する山下会長(右から2人目)

こども家庭庁よりこども家庭ソーシャルワーカー認定資格の取得について、周知と協力の依頼がありました。ご一読ください。

地域ぐるみでこども・家庭を支える ～こども家庭ソーシャルワーカーのご紹介～

こども家庭庁 支援局虐待防止対策課 課長 野中 祥子

こどもや家庭に携わる現場で働く方々の一層の専門性向上を目的として、2022（令和4）年の児童福祉法改正により認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、2024（令和6）年度から各地の大学や専門学校等で研修が行われています。

この認定資格は、社会福祉士等の有資格者や福祉の現場で働いている方々が、研修と試験を経て取得できるものです。2025（令和7）年3月に最初の試験が実施され、703名が合格されています。

こども家庭ソーシャルワーカーには、児童相談所、市町村、児童福祉施設、教育機関、保育所など、こどもや家庭の相談支援を行う幅広い現場において、支援が必要なこどもや家庭を早期に発見・把握し、高い専門性に基づいて、適切な支援につなぐ活躍を期待しています。こども家庭ソーシャルワーカーは、児童相談所の児童福祉司、市町村こども家庭センターの統括支援員、地域子育て相

談機関の職員やスクールソーシャルワーカーの任用要件の一つに位置付けられていますが、今後も活躍の場を増やしていきたいと考えています。

こども家庭庁では、研修受講のための旅費・受講料、資格取得者の配置促進を目的とした手当等の財政支援も行っています。こどもや家庭への支援が高い専門性に裏付けられ、地域ぐるみで一層充実したものとなるよう、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士の皆さま方のご協力が必要です。国の財政支援もご活用いただきながら、是非、積極的に取得をご検討いただけますようよろしくお願ひいたします。



研修申込方法などはこちらで
ご確認ください。

成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で“わかりやすく・簡単”管理
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見実務を力強くサポート。

TYPE H
社会福祉士様
各種法人様向け

TYPE P
都道府県社会
福祉士会会員様向け

◆通常価格の約半額!
特価キャンペーン実施中!

ラインナップ	キヤンペーン価格
成年後見システム TypeH・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システム TypeH・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2026年3月末日までです。詳しくはホームページをご確認下さい。

legal 法律とコンピューター 株式会社リーガル <https://www.legal.co.jp/>

日本福祉大学
FUKUSHI ACADEMY
未来へのふくし航路
Social Change Symposium

70
Well-being for All

社会の変革をめざした
社会との対話と発信

日本福祉大学の教員を軸に各分野の有識者をシンポジストに迎え、
ふくしをめぐる今日的なアクションを取り上げます。現在進行形で直面する課題に対し、
シンポジストによる提言だけではなく、解決に導く糸口を
一緒に考えていく機会を創造します。

2025年 2026年
8月～3月毎月開催(平日のみ)

対面会場
日本福祉大学 東京サテライト
18:30～20:00 (90分)
※参加にはお申し込みが必要です。
※見送し配信もあります。

●開催方法 / ハイブリッド(対面+オンライン)
●参加費 / 1,100円(税込)

詳細・申込は[こちら](#)

日本福祉大学 東京サテライト
TEL:03-5220-2825(平日9:30～17:30) E-mail:recurrent@ml.n-fukushi.ac.jp

legal 法律とコンピューター 株式会社リーガル <https://www.legal.co.jp/>

新刊・近刊等情報

*ここで紹介する本は一般書店等でお求めください。

■共生社会のための障害者福祉

編著者：山本 雅章（東京社会福祉士会）

隅河内 司

（神奈川県社会福祉士会）

谷内 孝之（東京社会福祉士会）

発行元：クリエイツかもがわ

発行年月：2025年4月

A5版／220頁

価格：2,400円（税別）

近年、障害のある人も障害のない人も共に暮らすインクルーシブな社会づくりが求められており、その役割を担うのがソーシャルワーカーです。本書は、ソーシャルワーカーやソーシャルワーカーを目指す学生のために障害者福祉の基礎知識がわかりやすく整理されています。社会福祉士国家試験の出題基準に準拠しているため試験対策にもおすすめです。インクルーシブな社会づくりに貢献したい方にぜひ手に取ってほしい一冊です。



■映画の中のソーシャルワーク —トレンドの理解とリアリティへの接近—

著者：口村 淳（岡山県社会福祉士会）

発行元：ミネルヴァ書房

発行年月：2025年9月

A5版／277頁

価格：2,800円（税別）

本書は、映画に描かれた社会問題や理不尽な状況を通して、ソーシャルワークを考えることを目的としています。日常生活中のソーシャルワークが必要とされる状況に着目し、象徴的なシーンをミクロ・メゾ・マクロの視点から分析しています。また登場人物や人間関係をアセスメントツール（ジエノグラム・エコマップ）によって示した上で、現場で求められる視点・技法などを解説しています。映画を題材とすることで、現場のリアリティがイメージしやすく、登場人物に感情移入しやすいので、臨場感のある学びが容易になるおすすめの一冊です。



■ソーシャルワークという「希望」 —分断する社会の中で考える支援の根っこ—

著者：空閑 浩人（京都社会福祉士会）

発行元：ミネルヴァ書房

発行年月：2025年9月

四六判／272頁

価格：2,500円（税別）

現代日本では、生活を支える社会や他者とのつながりを失い、深刻な孤立に直面する人が増えています。こうした社会問題に立ち向かうのがソーシャルワーカーであり、その存在は「希望」です。本書は、分断や排除が進む現代社会で求められるソーシャルワークのあり方を、時代を映す様々な言葉でわかりやすく考察しています。筆者が出会った幅広い本や資料を通して、ソーシャルワークの使命・役割・魅力や可能性を豊かに伝え、実践の糧となる言葉も多数紹介しています。楽しく、面白く、かつ大真面目に「ソーシャルワークをあきらめない支援者たちへ」

むけた内容で、
現場にいる人も
志す人も今こそ
手に取りたい一
冊です。



学会関連情報

分科会発表およびポスター発表募集 のご案内

2026年7月に開催する第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（青森大会）の学会発表者を募集します。ふるってご応募ください。

【募集期間】2025年12月1日（月）

～2026年2月28日（土）予定

※応募方法は郵送からメールに変更になりました。

【備考】募集要項・要領および申込様式については、本会ホームページに掲載しています。詳細はこちらをご覧ください。



[学会発表募集]



生涯研修センター情報

「子どもの意見表明等支援事業オープ ンセミナー」のご案内

意見表明等支援事業の実践者および関心がある方を対象に、意見表明等支援事業についての行政報告、子どものアドボカシーに必要な社会福

祉士に求められている姿勢についての講演を開催します。詳細は本会HPをご確認ください。

【日程】2026年1月25日（日）

【会場】オンライン会議室（Zoomウェビナー）

【申込方法】本会ホームページに掲載している開催要項を確認の上、お申込みください。

「2025年度スクールソーシャルワー ク全国実践研究集会」のご案内

地域共生社会の実現に向け、学校と市区町村のつなぎ役としてスクールソーシャルワーカーの役割が期待されています。本研修は、社会福祉士、教職員、教育行政、児童福祉関

係者、スクールソーシャルワークに関心がある者等を参加対象とし、実践報告、シンポジウム等を通してスクールソーシャルワークの知見を深めることを目的に開催いたします。

【日程】2026年2月15日(日)
【会場】オンライン会議室(Zoomウェビナー)
【定員】180人
【申込方法】本会ホームページに掲載している開催要項を確認の上、お申込みください。

「2025年度生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会」のご案内

本研究集会では「つながる」というキーワードを軸にミクロからメゾの支援を通じて、制度と暮らし、若者と地域、いのちと支援を結び直す実践を共有します。「居住支援、自殺予防、若者支援、全世代支援」それぞ

れの領域を横断しながらソーシャルワーカーが果たす「つなぎ手」としての役割を再確認し、支援の網目を編み直す場として開催します。

【日程】2026年2月28日(土)
【会場】兵庫県福祉センター（兵庫県神戸市）
【定員】100人
【申込方法】本会ホームページに掲載している開催要項を確認の上、お申込みください。

その他の情報

LINE公式アカウント 友だち募集中！

本会LINE公式アカウントでは、本会主催研修情報の他、福祉に関する最新情報等を発信しています。ぜひ友だち追加をお願いします！



変更届の提出(氏名、住所、勤務先変更)

氏名・住所・勤務先に変更がある場合は(市町村合併により住所表記が変更となった場合も)本会ホームページの「よくある質問」に掲載している変更届をダウンロードし、FAXかE-mail添付にてご提出ください。

詳細は本会ホームページでご確認ください。

会員証の申込み方法について

2026年4月より、会員証の再発行および写真入り会員証の発行は、WEBでもお申し込みいただけるようになります。詳細は本会ホームページの「よくある質問」でご確認ください。



[よくある質問]

四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

12月

- 7日(日)独立型社会福祉士研修
- 14日(日)基礎研修プログラム検討 PT
- 20日(土)第8回業務執行理事打合せ 第9回理事会

1月

- 12日(月)第22回独立型社会福祉士 全国実践研究集会
- 14日(水)事務局代表者会議
- 17日(土)理事会
- 18日(日)生涯研修センター企画・運

常委員会

- 25日(日)第5回学会運営委員会
- 子どもの意見表明等支援事業 オープンセミナー
- 都道府県社会福祉士会事業担当者等連絡協議会
- 31日(土)～2月1日(日)基礎研修講師養成研修

2月

- 1日(日)スクールソーシャルワーク 実践アドバイザー研究交流集会
- 7日(土)第10回業務執行理事打合せ 第11回理事会
- 7日(土)～8日(日)認定社会福祉士 更新研修

11日(水)スーパーバイザースキル アップ研修

- 15日(日)スクールソーシャルワーク 全国実践研究集会
- 28日(土)生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会

都道府県社会福祉士会 会員情報

9月30日付 会員数	47,287人
9月中入会 会員数	115人
前年同月会員増減数	697人増
前年同月会員増減率	1.50%増